

栗東市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月31日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 梶原 美保

定期監査結果

1. 監査の種類及び根拠 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

2. 監査の対象及び監査実施日

（現地監査）

治田小学校 令和7年8月21日

栗東中学校 令和7年8月21日

（書類審査）

上記以外の市立小学校・中学校、事務支援センター

3. 監査にあたった監査委員

大橋 慎一

梶原 美保

4. 監査の着眼点と実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、事前に提出を求めた監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合をしながら審査を実施した。また、事業の実施状況等について学校関係者から説明を聴取し監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の範囲内においては、予算の執行及び財務に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。軽微な注意事項については先に関係職員に通知したため記述を省略するが、引き続き公正かつ適正な事務の執行に留意されたい。

個別の所見事項は以下のとおりである。

【小 学 校】

チーム担任制や教科担任制といった取り組み等により、きめ細かで充実した生徒指導・支援を展開されたい。

【中 学 校】

一人ひとりの特性や家庭環境に応じた適切な支援指導を行うための生徒指導推進組織の専門化・分業化を推進されたい。

【事務支援センター】

学校給食費における事務・業務の効率化を図るべく、給食費の公会計化に向けた取り組みを学校現場と行政機関が連携しながら取り組みを図られたい。

【共通事項】

物品の購入に当たっては、市内業者の育成・活性化を図るべく、市内本社または市内事業所からの購入を優先されたい。